

教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものに係る定め

学長裁定

(目的)

1. この裁定は、青森大学学則第 53 条第 3 項第 3 号の規定に基づき、青森大学の教育研究に関する重要な事項で、学長が教授会の意見を聴くことが必要なものを定める。

(教授会の意見を聴くことが必要な事項)

2. 学長は、次の事項について決定を行うに当たり、当該教授会の意見を聴くものとする。
  - (1) 卒業認定・学位授与の方針の改訂
  - (2) 教育課程編成・実施の方針の改訂
  - (3) 入学者受入れの方針の改訂
  - (4) 教育課程の編成に関する事項
  - (5) 授業科目の担当に関する事項
  - (6) 学生の学業成績に関する事項
  - (7) 学生の転学、留学、転部、編入学、再入学及び除籍に関する事項
  - (8) 教育、研究の質保証に関する事項

附 則

この裁定は、平成 29 年 12 月 19 日から施行する。

附 則

この裁定は、令和 6 年 5 月 29 日から改正し、施行する。